

平成30年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/2)

項 目	回 答 趣 旨
1. 平成30年度補正早期編成と平成31年度当初予算の増額確保及び県内自動車専用道路の早期整備について	<p>今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、ストック効果を重視した公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保するよう努めて参ります。</p> <p>補正予算に関して、政府として編成についての方針が決まったとは承知をしておりません。当面は今年度予算の円滑かつ着実な執行に最大限取り組んでいきたいと考えています。</p>
2. 治水の安全性向上のための事業の推進について	<p>富士川水系の治水対策については、直轄区間では富士川河川整備計画に基づき、昭和57年洪水等、戦後最大規模の洪水を目標に、上下流バランス等を考慮しながら進めてきており、現在は富士川中流部の堤防整備を実施しているところ。</p> <p>一方、頻発・激甚化する水災害に対しては、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県、沿川市町とも連携して、ハード、ソフト対策一体となった減災の取組を推進しているところ。</p> <p>今後とも、水害から国民の生命財産を守るため、最近の激甚化する降雨の状況、施設の健全度等の維持管理を踏まえながら、県とも連携し、防災・減災対策に積極的に取り組んで参りたい。</p>
3. 「担い手の確保・育成」のための、週休2日制導入について	<p>■週休2日制度の導入促進にあたっては、工期の適切な設定・変更、及びそれに伴う経費と、建設労働者の賃金の収入増を可能とする積算体制のさらなる見直しについて要望</p> <p>国土交通省では、週休2日制度の促進に向け、工期の適切な設定・変更やこれに伴う経費の補正等、さまざまな取組を進めているところです。</p> <p>関東地方整備局としても、引き続き、現場の実態把握を進め、見直し・改善につながるよう尽力して参ります。</p>
4. 生産性の向上 (ICT土工) についての課題及び要望について	<p>■ICT機材の調達や技術(システム)の伝承等、課題解決に向け、さらなる基準の見直しや、柔軟な変更協議等の対応をお願い</p> <p>貴協会のご説明にもありますが、小規模土工に対応できるよう積算要領を改訂し、平成30年2月1日以降入札契約手続きを開始する工事から、受注者の皆様が監督職員に提出する稼働実績資料に基づき協議し、ICT建機の稼働率を用いた施工数量をもって、精算変更することとしております。</p> <p>また、現場規模や条件でUAVやレーザースキャナを使用するよりも生産性向上が見込める場合はトータルステーション等の普及機器や新技術を適用できるように要領等を新設、改訂しています。</p> <p>引き続き、現場の実態把握を進め、より実態を踏まえた積算や要領への見直し・改善につながるよう尽力して参ります。</p> <p>施工者の皆様向けに、ICT技術普及活動として、技術事務所や民間デモフィールドを利用した講習を平成29年度は7回開催し、多くの方(約180名)に参加頂きました。平成30年度は10回開催する予定で、3次元測量、出来形管理等に重点を置いて、更なる普及に努めております。</p>

平成30年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2 / 2)

項 目	回 答 趣 旨
<p>5. 国土交通省の県内発注工事における、県内建設業者が入札参加できる工事の大幅拡大と適正な評価方法について</p>	<p>■県内企業が入札参加できるランクでの工事量の大幅拡大</p> <p>■県内建設業者が受注しやすい発注とする工夫の増大</p> <p>関東地方整備局としても、地域の建設業は社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しています。そのため、工事発注にあたっては、工事の特性や地域の実情を踏まえつつ適切な工事規模を設定することとしています。</p> <p>また、地域企業の競争参加資格要件においては、例えば、一般土木工事B等級の工事であっても技術的難易度が比較的低いものにあつては、C等級の企業でも競争に参加できるように拡大を図っております。</p> <p>入札契約手続きの総合評価におきましても、地域企業がより参加しやすいよう、“地域精通度”や“地域貢献度”を高く評価する「地域密着工事型」や災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を設定しており、平成30年度においてもこれらの取組を引き続き実施して参ります。</p> <p>■表彰制度における評価方法の改善</p> <p>工事成績評定については、施工体制、施工状況、目的物の出来形、品質等について評価しております。</p> <p>昨年度公表した「土木工事書類スリム化ガイド」では、作成不要書類を添付しても、工事成績では評価しないと明記しており、また、書類の見栄えについても工事成績に影響することはないとしております。</p> <p>昨年度の表彰の結果を見ても、業者ランクの高い業者が請け負う大規模工事の表彰が多く占めている訳ではありません。それは山梨県だけではなく、関東全体でも同傾向にあります。</p>